

国家知識産権局

「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」

(意見募集稿)

2016年12月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。

# 国家知識産権局の「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」の 改正に関する規定（意見募集稿）

国家知識産権局は「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」について下記の改正を行うことにした。

## 一、第三条の改正

第一項における「或いは複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出するよう他人を指図する」を削除する。

第二項における「或いは先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出するよう他人を指図する」を削除する。

1 項追加し、第三項とする。

「（三）同一事業体或いは個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する。」

1 項追加し、第四項とする。

「（四）同一事業体或いは個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する。」

1 項追加し、第五項とする。

（五）同一事業体或いは個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する。

第3 項を第六項にし、下記の通り修正する。

「（六）他人が本条第（一）項から第（五）項の記載タイプの専利出願を提出するのを手伝う或いは専利代理機構がその提出を代理する。」

## 二、第四条の改正

第一項を下記の通り修正する。

「（一）専利費用を軽減しない。既に軽減された場合、軽減された費用を追納する。情状が深刻である場合、本年度から5年以内に専利費用を軽減しない。」

第二項に、「併せて全国信用情報共有プラットフォームに納める」という句を追加する。

第四項に、「情状が深刻である場合、本年度から5年以内に助成或いは奨励しないことを提案する」という句を追加する。

本条のその他の内容には修正がない。

三、第四条と第六条における「各地人民政府の専利業務管理部門」を「各地方の知識産権局」に修正する。

本決定は 年 月 日より施行される。